全Ｌ協保安・業務Ｇ８第１９７号
令和８年１１月２７日

正　会　員　各位

（一社）全国ＬＰガス協会

道路法改正に伴うガス管等の道路占用手続の変更について（お知らせ）

令和７年１月に埼玉県八潮市で発生した大規模な道路陥没事故を受け、国土交通省において、道路地下空間の安全確保を図るため、「下水道法等の一部を改正する法律」（令和８年法律第６５号）が令和８年７月２３日に公布されております。また、同法による道路法の改正規定は、令和９年１月１２日に施行される予定です。
これに伴い、道路の占用許可に関するガス管等の設置事業者に関係する手続が下記のとおり変更となりますのでお知らせいたします。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また、直接会員におかれましては営業所等に対し、ご周知いただき、別添の国土交通省の資料をご参考に対応いただきますようよろしくお願いいたします。

記

改正概要

１．更新を含む道路占用許可の申請時に記載する事項の追加
ガス管等の道路占用許可申請書に、占用物件の維持管理に関する事項が加わります。申請に備え、自社のガス管の点検頻度・方法や、異常を確認した場合の対応を事前にご確認ください。

２．道路に埋設するガス管等の工事完了時の届出
施行日以降に道路の地下に設けるガス管等の占用物件への工事が完了したときは、道路占用者（事業者）が道路管理者（行政）に届け出ることが義務付けられます。工事完了時の状況を示す竣工図等を提出できるよう、あらかじめ配管図面の作成・引渡しの手順をご確認ください。

３．道路管理者との点検・修繕の連携
道路占用者（事業者）は、道路管理者（行政）と「占用物件等維持修繕協定」を締結できるようになります。協定により、道路やガス管等の点検・修繕の役割分担や費用負担を取り決めることができます。

以　上

発信手段：Ｅメール

担当：保安・業務グループ　今市、國坂